

令和5年4月20日

令和5年度上水道工事に係る配管工の労務単価について（通知）

このことについて、令和5年3月31日付で厚生労働省医薬・生活衛生局水道課より通知があり、次のとおりとするよう決定しましたので周知します。

1 決定内容

配管工の労務単価を当面の間、「公共工事設計労務単価」に4%加算した額を使用する。

2 適用時期

この基準は、全ての上水道工事に令和5年4月20日から適用する。なお、適用日以前に起案済み及び契約している工事の労務単価については、従前の労務単価を適用する。